

「重度・重複障害」とは？を知らう

『知的障害特別支援学校の中で時々話題に上がる「重度・重複障害児申請」。教員加配が関係するので、若い先生の中には「教員の数の足し算の話？」と誤解してしまっている方もいるのかと思いますが、決してそうではないので一緒に紐解ければと思います。参考にするのは有斐閣（ゆうひかく）の「はじめての特別支援教育」（2014年）という本です。

『さてさて、この本は特別支援教育の基礎知識が詰まった本当に良い本なのですが、P169に「重度・重複障害の定義」が載っています。

-以下引用-

1975年に「特殊教育の改善に対する調査研究会」が文部省（現・文科省）に報告した文書のタイトルに「重度・重複障害児」ということばが使用され、これ以降、学校教育では、この名称が通常使われている。重複障害とは視覚障害、聴覚障害、知的障害、運動障害あるいは病弱など2つ以上併せ有している状態をさし、重度・重複障害とは、この重複障害の他に、「精神発達の遅れが著しく、ほとんど言語をもたず、自他の意志の交換及び環境への適応が著しく困難であって、日常生活において常時介護を必要とする程度」の者、行動的側面から見て、「破壊的行動、多動傾向、異常な習慣、自傷行為、自閉性、その他の問題行動が著しく、常時介護を必要とする程度」のものを加えて考えられている。また、医療や福祉の中では「重症心身障害児（重心）」という言葉が多く用いられている。特別支援学校の小・中学部では39.1%が重複障害学級に在籍している（※）。

-引用終わり-

※全ての障害種を合わせると全体の39.1%の児童生徒が重度重複障害籍ということ

また、同報告（「辻村報告」と呼ばれている）には以下の様に記載されています。

-以下引用-

『重度・重複障害』定義

盲・聾・知的障害・肢体不自由・病弱の障害が2以上重なっている重複障害児及び、発達の側面や行動的側面からみて、障害の程度がきわめて重い重度障害児の両者を含む状態をいう。

『重度・重複障害』の状態像

- ・視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱の障害が2以上重なっている者
- ・発達の側面からみて、「知的発達の遅れが著しく、ほとんど言語を持たず、自他の意思の交換及び環境への適応が著しく困難であって、日常生活において常時介護を必要とする程度の者
- ・行動的側面からみて、破壊的行動、多動傾向、異常な習慣、自傷行為、自閉性、その他の問題行動が著しく、常時介護を必要とする程度の者

（昭和50年3月 重度・重複障害児に対する学校教育の在り方より）

-引用終わり-

引用元が1975年で、とても古いのですが、2014年刊行の本が出典をここから引っ張っているの、出典元としてまだこの資料が「生きている」ことになります。

『このしおこんぶ一号は、なかなか根拠をもって引っ張ってこれない「重度・重複障害」の定義を引っ張ってきているので、保存しておく、この先10年20年と使えるかも。ちなみに、今回の学習指導要領の中では重度・重複障害のある児童生徒の教育課程の連続性は以下のスライドで示されています。一番右側です。

「-中略-自立活動を主として指導を行うことができる」です。

重複障害者等に関する教育課程の取扱い

児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成できるよう、教育課程の取扱いを規定。

[小学部・中学部 第1章総則 第8節]

知的障害者である児童生徒の場合	通常の教育課程	障害の状態により特に必要がある場合 (特別支援学校(知的障害)の場合も含む)	知的障害を併せ有する児童生徒の場合	重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合
<p>■「中学部」の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者は、中学校学習指導要領第2章に示す各教科の目標及び内容並びに小学校学習指導要領第2章に示す各教科の一部を取り入れることができる。</p>	<p>■各教科、道徳科、外国語活動、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動</p>	<p>■各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる。</p> <p>■各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。</p> <p>■道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該学年の前各学年の内容の一部又は全部によって替えることができる。</p> <p>■各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り入れることができる。</p> <p>■幼稚園の各領域ねらい及び内容の一部を取り入れることができる。</p>	<p>■視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者のための小学部の外国語科について、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。</p> <p>■「中学部」の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する「小学部」の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって替えることができる。</p> <p>■小学部の外国語科について、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。</p>	<p>■「各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部」又は「各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間」に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。</p> <p>■「各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部」を、知的障害を有する児童生徒のための「各教科の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる。</p> <p>■小学部の外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、「知的障害を有する児童のための外国語活動の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる。</p>

上記の取扱いを適用する際の留意点(学年又は段階の目標の系統性や内容の関連を規定。)

※平成29年度新特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領説明会説明資料より引用

¶また、新学習指導要領上では総則解説 P188 の読み解きが欠かせません。

-以下引用-

例えば、教科別の指導においては、教科の目標を達成するための時間であるため、自立活動としての指導目標を設定して指導を行うというより、自立活動の時間における指導を参考にして配慮や手立てを行うことが考えられる。

-引用終わり-

つまり、重度・重複学級に在籍する児童にとっては例えば、「音楽/自立活動」とか、「体育/自立活動」とかという「自立活動『も』、教科別の指導『も』、両方している授業」は存在せず、「音楽『か』、自立活動『体育『か』、自立活動』という「自活『か』?教科別の指導『か』?」という考え方になるということです。こういう教育課程がその子に必要なかどうかという点も重度・重複障害申請のポイントの一つになります。¶まとめると、知的の特学校で重度・重複障害認定の申請をする際には①環境への適応が著しく困難であるか(全く活動に参加できないとか)、②破壊的行動、多動傾向、異常な習慣、自傷行為、自閉性、その他の問題行動が著しいか辺りがポイントになるということ。また、教育課程の側面からは、「各教科の指導」あるいは「各教科等を合わせた指導」を「自立活動を主とした指導」にするのが、その子の全体像の改善につながりそうだということがポイントです。各教科等の指導の中では自立活動はあくまでその学習活動を下支えするものであり、「手立て」化するという理解です。